ハ　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

ニ　金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（次号及び第八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

三　金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ　金融機関等からの預金の額及びコミットメントの未引出額

ロ　金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポージャーの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

ハ　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポージャー方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

四　発行済有価証券の残高

五　直近に終了した連結会計年度における日本銀行金融ネットワークシステム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

六　信託財産及びこれに類する資産の残高

七　直近に終了した連結会計年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額

八　金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

九　次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額

イ　売買目的有価証券

ロ　その他有価証券

十　観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

十一　対外与信の残高

十二　対外債務の残高

第四条を次のように改める。

（半期の開示事項）

第四条　第二条（第三項第一号から第九号までを除く。）及び前条（第三項第一号から第十号まで及び第五項を除く。）の規定は、規則第百十六条第一項に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項について準用する。この場合において、第二条第三項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第二条第一項」と、同条第三項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第二条第一項の定量的な」と、同項第一号ヘ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第七号中「除く。次条第四項第八号において同じ。」とあるのは「除く。」と、前条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定性的な」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第一号ヘ中「をいう。」と読み替えるものとする。

第五条第一項中「の各号」を削り、第八号から第十一号までを次のように改める。

八　単体における自己資本の構成に関する開示事項

九　貸借対照表の科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である項目のいずれに相当するかについての説明

十　連結における自己資本の構成に関する開示事項

十一　自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第五条第二項中「により作成し、」を「により、」に、「作成しなければならない」を「それぞれ作成するものとする」に改め、同条第三項中「（昭和二十三年法律第二十五号）」を削る。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（適用時期）」を付し、附則に次の一条を加える。

（自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置）

第二条　農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項等の一部を改正する告示（平成二十六年金融庁農林水産省告示第一号。第二項及び第三項において「平成二十六年改正告示」という。）の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第二条第二項（第四条において読み替えて準用する場合を含む。）、第二条第三項第十号（第四条において準用する場合を含む。）及び第五条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とある「附則別紙様式第一号」とする。

2　平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第三条第二項（第四条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三条第三項第十一号（第四条において準用する場合を含む。）及び第五条第一項第十一号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第二号」とあるのは「附則別紙様式第二号」とする。

3　平成二十六年改正告示の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第五条第二項の規定の適用については、同項中「別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は別紙様式第二号」とあるのは「附則別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は附則別紙様式第二号」とする。

附則に附則別紙様式に次の二様式を加える。

（附則別紙様式第一号）

（単位：百万円、%）

項目		国際様式の該当番号	経過措置による不算入額
普通出資等Tier１資本に係る基礎項目（1）			
普通出資に係る会員勘定の額		1a+2-26	
うち、資本金及び資本剰余金の額		1a	
うち、利益剰余金の額		2	
うち、外部流出予定額（△）		26	
うち、上記以外に該当するものの額			
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額		3	
経過措置により普通出資等Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額			
……（その内訳を記載）			
……			
普通出資等Tier１資本に係る基礎項目の額	(イ)	6	